明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令（厚生労働一四三）　一
〔告　示〕
○使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示（厚生労働四一五）　九
〔官庁報告〕
国家試験
平成三十年度技術士第一次試験合格者（文部科学省）　三〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　四三
裁判所
破産、免責、再生関係　四四
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認関係　八四
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省令

○厚生労働省令第百四十三号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十一条第二項（同法第七十条の十四において読み替えて準用する場合を含む。）及び医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十三条第二項の規定に基づき、社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月十三日

厚生労働大臣　根本　匠